

特命随意契約理由書

件 名	多言語A I コンシェルジュ保守運用等業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
概 要	秋葉原全域の魅力発信及び旅行者の満足度・利便性の向上を図るため、多言語対応の観光案内サービス「A I コンシェルジュ」を導入し、A I データの整備・拡張並びに当該サービスの保守運用を行う。
選 定 理 由	本業務は、秋葉原における観光案内情報および最新動向を収集し、A I コンシェルジュの機能拡張に反映するものであり、地域に根差した広域的な情報収集体制が不可欠である。 下記事業者は、東京都より当該地域の広域観光案内拠点の運営事業者として指定され、観光案内所（アキバ・インフォ）を運営し、観光情報の集約・発信を一体的に担っている。 また、同社は当該地域における唯一のエリアマネジメント主体として、地域の事業者・商店会等と密接なネットワークを有しており、日々変動する店舗・イベント等の現場情報を横断的かつ継続的に把握できる主体は、当該事業者に限られる。 以上の理由により、下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 秋葉原タウンマネジメント株式会社 住 所 東京都千代田区外神田 3-13-2 秋葉原 TMO ビル
※ 契約年月日	令和 8 年 6 月 1 日
※ 契約金額	3,342,130 円（消費税を含む）
契約期間	令和8年9月1日から令和9年3月31日まで
担 当 課	地域振興部 商工観光課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	貴重図書・歴史資料等のデジタル化業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	日比谷図書文化館では貴重図書や文化財を有しているが、一部は和紙の状態が悪く、また大型図面などの取扱いが困難なものもあり、展示・公開の機会が限られている。そのため、失われやすい貴重図書・文化財を高精細デジタルデータ化することにより、千代田区の歴史や文化を積極的に発信するとともに、広く文化芸術に触れる機会を創出することが期待できる。 本業務は、貴重図書や文化財の形態や状態に応じて最適な手法・機材を選択し、デジタル化を行うものである。
選 定 理 由	本業務は、令和7年度から継続して貴重図書・文化財のデジタル化を行っている。令和8年度に、デジタル化対象となっている貴重図書・文化財は、古書、大型図面、絵画、古文書、屏風など形態や状態が様々であり、それぞれの資料の保全上、与える影響を最小限にしたうえで最適な撮影方法を選択する必要がある。また、生成するデジタルデータが、昨年度に生成した画像と異なる品質となることは望ましくなく、同じ解像度(350~600dpi)を担保し、データ処理(画像の色味・歪み等の補正)についても同様に行う必要がある。 以上の条件を満たすのは、昨年度の業務を請け負い、デジタルデータを作成した下記事業者を除いて存在しないため、下記事業者を契約の相手方として指定する。
契約の相手方	名 称 株式会社サビア 住 所 滋賀県大津市比叡平 1-1-36
※ 契約年月日	令和 8 年 6 月 10 日
※ 契約金額	5,742,000 円 (消費税を含む)
契 約 期 間	契約締結日の翌日から令和8年12月25日まで
担 当 課	地域振興部文化振興課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

615

件 名	諸室管理・案内システム仮想サーバ構築等業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> ・その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	本業務は、高齢者総合サポートセンターで導入している「諸室管理・案内システム」について、千代田区全庁 LAN 仮想化共通基盤にシステムの仮想サーバを構築し、既存の物理サーバからシステムデータを移行するとともに、新規購入したシステム用端末のキッティング、OS アップデートを行う。／
選 定 理 由	諸室管理・案内システムは、平成 27 年度に下記事業者により導入したものである。／ 本業務は、既存のシステムと密接不可分の関係にあり、同一者以外に履行させた場合、責任区分が不明確になり、また、障害発生時の原因究明や修正の対処が困難になるなど、システム運用に著しく支障が生じるおそれがある。／ 以上の理由により、下記事業者を契約の相手方に指定する。／
契約の相手方	名 称 株式会社ナカヨ 東京本社 ー 住 所 東京都港区港南一丁目 7 番 18 号 ー A-PLACE品川東 7 階 ー
※ 契約年月日	令和 8 年 6 月 12 日 ー
※ 契約金額	1,172,600 円 (消費税を含む)
契約 期 間	契約締結日の翌日から令和 9 年 3 月 31 日まで
担 当 課	保健福祉部在宅支援課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号

○この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	附票 AP 第 4 号施行対応業務
種 類	物 品：委託
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	第 4 号施行日 (令和 8 年 5 月 26 日) のインタフェース切り替えに伴い、戸籍附票システムと住基 CS (附票 AP) との連携電文に“旧氏”、“旧氏の振り仮名”を記録する機能、連携電文 ID の切替へ対応した機能を整備するために、戸籍附票システムおよび附票ネット連携オプションの機能追加を実施する。
選 定 理 由	区の戸籍システムは、平成 10 年 8 月 7 日付千地戸発第 176 号による東京都千代田区戸籍事務電算化実施業者調査委員会の決定により下記業者のシステムを使用している。 本件業務については、既設の機器、設備、情報処理システムと密接不可分の関係にある。本件作業を同一者以外に履行させると、既存の電算システムの運用に著しく支障が生じるおそれがあるため、システム開発に携わっている下記事業者以外が本件業務を行うことはできない。 以上の理由により、下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 株式会社日立システムズ 住 所 東京都品川区大崎一丁目 2 番 1 号
※ 契約年月日	令和 8 年 6 月 15 日
※ 契約金額	2,381,500 円 (消費税を含む)
契 約 期 間	契約締結日の翌日から令和 8 年 9 月 30 日まで
担 当 課	地域振興部総合窓口課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

649

件 名	孀恋自然体験交流教室実施に伴う施設利用 ✓
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、 その他 ✓
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	孀恋自然体験交流教室の実施にあたり、宿泊施設の利用契約を締結し、 宿泊場所、食事、および施設付随設備の提供業務を行う。✓
選 定 理 由	区立小学校第5学年を対象とする移動教室「孀恋自然体験交流教室」の実施にあたり、児童等が宿泊する施設は、農作業体験を行う群馬県吾妻郡孀恋村内にあることを前提とし、以下の条件を満たす必要がある。 (1) 最大2校の児童および引率教員等（合計210名程度）が同時に宿泊可能な施設であること。 (2) 補助ベッド等を使うことなく、一部屋に5名以上が宿泊可能であること。 (3) 学習会等が実施できる設備を施設内に3箇所以上提供できること。 (4) 野外運動やキャンプファイヤーといった屋外レクリエーションが可能な環境が整えられていること。 (5) 大型バスの駐車スペースが確保できること。 孀恋村内において上記の条件を満たす施設は下記業者が保有する施設のみである。 以上の理由により、下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 学校法人東海大学 ✓ 所在地 東京都渋谷区富ヶ谷二丁目10番2号
※ 契約年月日	令和 8 年 6 月 18 日 ✓
※ 契約金額	594,643.2 ✓ ※ 単価 契約のため、契約金額は支出限度額 円（消費税を含む）
契 約 期 間	契約締結日の翌日から令和8年10月16日まで ✓
担 当 課	子ども部学務課 ✓
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 ✓

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	GPS 位置情報分析サービス (人流データ) 提供業務
種 類	工 事 : 土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品 : 物品・委託、その他 /
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	千代田区内の人流は、コロナ禍前の水準に戻りつつあるが、これまでと比べて変化が見られる。こうした中で GPS を活用した位置情報及び属性情報の分析が可能なサービスを試験的に導入し、新たな人流を把握し、データ (地図上に人の流れや滞在状況を可視化できるデータ) に基づき区の商工観光施策の効果検証、立案等への活用を図る。/
選 定 理 由	区の商工観光施策立案等への活用には、データの種類として携帯電話契約者情報に基づく正確なデータ (年代・性別・居住などの属性情報) 及び道路単位での通行量や進行方向が分析できる単位でのデータが必要である。/ また、効果的にデータを活用する上では、狭い範囲や施設ごとの人流分析が必要であることからデータの粒度として限りなく高い粒度のデータの提供が必要不可欠であり、分析範囲については、地域を限定した細かい分析が必要であることから任意の範囲を線引きし、当該範囲のデータが抽出できることが必要である。/ さらに、効果検証を図る必要があることから少なくとも 2020 年 1 月のコロナ禍より 1 年以上遡及してデータを抽出できる必要がある。/ 上記に記載したデータを提供できる事業者は、下記事業者が唯一であることから下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 KDD I 株式会社 / 住 所 東京都千代田区大手町 1-8-1 /
※ 契約年月日	令和 8 年 6 月 19 日 /
※ 契約金額	4,752,000 円 (消費税を含む) /
契約期間	令和 8 年 7 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで /
担 当 課	地域振興部商工観光課 /
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号 /

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれていま

特命随意契約理由書

655

件 名	道路交流空間整備詳細設計業務（早稲田通り）（第 305 号）
種 類	工 事：土木・建設・設備（設計）、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 （工事案件のみ）	
概 要	令和 7 年度業務「道路交流空間整備検討業務（第 326 号）」にて、「誰もが歩き たくなる歩道」の整備に向け、道路交流空間整備の効果が高い路線の抽出を行い、 早稲田通りの 100m 程度の区間を選定し、歩道修景やグリーンインフラ等の基本 設計を行った。過年度業務を踏まえ、住民ワークショップ等による意見等を設計 に反映させ道路交流空間整備の詳細設計を行うものである。
選 定 理 由	下記業者は令和 7 年度業務「道路交流空間整備検討業務（第 326 号）」の受託 者であり、対象箇所の現地状況及び過年度の検討内容について熟知している。 さらに、住民ワークショップ等で使用する 3D 空間モデル等を過年度業務で作 成しており、それらを編集するための技術力を有している。 また、本業務の検討内容は、令和 8 年度に予定している「千代田区道路整備方 針」の改定に反映させるため、年度内に試行工事まで完了させる制約があること から、設計期間をできる限り短縮する必要がある。 下記業者は、上記の業務経験から業務に掛かる経費を削減でき、履行期間を短 縮できる。 以上の理由から下記業者を指定する。
契約の相手方	名 称 株式会社パスコ 東京支店 住 所 東京都目黒区下目黒 1-7-1
※ 契約年月日	令和 8 年 6 月 22 日
※ 契約金額	6,985,000 円（消費税を含む）
契 約 期 間	契約締結日の翌日から令和 9 年 1 月 29 日まで
担 当 課	環境まちづくり部道路公園課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応している
ので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

584

特命随意契約理由書

件 名	昌平童夢館 エレベーター 4 台不具合部品交換業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	昌平童夢館のエレベーターについて、巻上機内部の部品の劣化により緊急停止が複数回発生している状態であるため、エレベーター全 4 台で巻上機及び関連する設備部品の交換を実施する。／
選 定 理 由	本件のエレベーター設備は、いずれも下記業者の製品である。 そのため、本件設備の細部の情報把握や、作業に伴う部品の調達は下記業者以外に困難である。特に、巻上機は極めて特殊な設備であるため、下記業者においても特定の限られた者のみが部品交換可能であり、下記業者以外は当然に対応不可能である。／ 以上のことから、下記業者を契約の相手方とする。／
契約の相手方	名 称 三菱電機ビルソリューションズ株式会社 ー 住 所 東京都千代田区外神田 5-4-9 ー
※ 契約年月日	令和 8 年 6 月 23 日 ー
※ 契約金額	24,429,900 円 (消費税を含む) ー
契約期間	契約締結日の翌日から令和 9 年 3 月 31 日まで
担 当 課	子ども部子ども施設課 ー
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

667

件 名	庁有車の再リース賃借（広報車）
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、 <u>その他</u>
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	区全体の業務及び災害時緊急対車両を確保するため再リースする。
選 定 理 由	当該車両については平成30年度、賃借先を競争入札により下記業者に決定し、平成30年8月1日から長期継続契約により賃借している。当該車両が極めて稼働良好な状態であることや、昨今の物価上昇、及び車両価格の上昇等の影響により、現時点で新たにリースすると月1万円程度料金が上昇するため、安価に庁有車を使用することができる下記事業者と引き続き再リース契約を結ぶこととした。 以上の理由により、下記事業者を引き続き契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名称 三菱オートリース株式会社 <u>アライアンス推進部</u> 住所 東京都港区芝五丁目33番11号
※ 契約年月日	令和 8 年 6 月 26 日
※ 契約金額	1,547,040 円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和8年 8 月 1日から令和10年 7月31日まで
担 当 課	政策経営部施設経営課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	千代田区私立学校等就学者支援電子商品券交付事業支援業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品 <u>委託</u> その他
概 要	本事業は、物価高騰に対する負担軽減策として、私立学校等に就学する児童・生徒に対し、電子商品券を配付するものである。また、電子商品券の利用可能店舗を区内の地場産品取扱店舗や書店・文具店等に限定することで、地域内消費を促進し、区への愛着醸成及び経済効果の地域還元を図ることを目的とする。
選 定 理 由	下記事業者が提供する電子商品券は、有効期限、利用可能店舗等をあらかじめ設定した上で電子的に配付・管理することが可能であり、本事業の目的に合致した運用を行うことができる。加えて、常に流動的な利用可能店舗リストや商品券の配付を一体的に管理できるため、事業の適正な執行及び事務の効率化を図ることができる。 また、下記事業者は、全国多数の地方公共団体において、給付事業やプレミアム付商品券事業等を受託・運営してきた実績を有しており、自治体施策における対象者管理、利用制限、不正防止等に関する十分な知見と運営体制を有している。 以上のとおり、電子商品券を個人配付することができ、地場産品基準を満たした、小規模事業者含め利用店舗を指定することができる事業者は下記の者に限られる。 以上の理由により、下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 PayPay 株式会社 住 所 東京都新宿区四谷 1-6-1
※ 契約年月日	令和 8 年 6 月 30 日
※ 契約金額	17,217,420 円（消費税を含む） ※令和9年度契約のため、契約金額は支出限度額
契 約 期 間	契約締結日の翌日から令和 9 年 3 月 31 日まで
担 当 課	子ども部子ども総務課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	資源化業務に係る古紙・びん・缶等の売却（6月分）
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、 <u>その他（売却）</u> ✓
工 事 場 所 （工事案件のみ）	
概 要	区内で回収された資源物を売却できるよう処理をした後、再生資源として資源化ルートに乗せるものである。✓
選 定 理 由	（1）資源回収・資源化業務の受託業者であり、同一業者が本業務を実施することにより、効率的に資源化ルートに乗せることができる。 （2）清掃事業が東京都から千代田区に移管される平成12年度以前から資源回収をしているという実績もあり、平成12年3月27日には「長年にわたり培ったお互いのパートナーシップに基づき、今後ともごみ減量・リサイクル事業推進について、必要に応じ協議するものとする」とした協定書を交わしている。 以上の理由により、下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 千代田区リサイクル事業協同組合 ✓ 住 所 東京都千代田区飯田橋2-12-1
※契約年月日	令和 8 年 6 月 1 日 ✓
※契約金額	3,527,350 円（消費税を含む）※収入予定額（単価契約）
契約期間	令和8年6月1日～令和8年6月30日
担 当 課	千代田清掃事務所 ✓
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。